

登記所備付地図作成作業について(お知らせ)

青森地方法務局では、青森市において登記所備付地図作成作業を実施します。

- ◆ 作業地域 青森市里見一丁目・二丁目、同大字三内字玉作、同大字三内字稲元の一部、同大字石江字岡部の一部、同大字石江字三好の一部、同大字西滝字富永の一部、同大字西滝字菅野屋の一部及び同大字西滝字切島の一部（約0.56平方キロメートル）
- ◆ 作業期間 基準点設置作業 令和5年8月頃から令和5年11月頃まで
地図作成作業 令和6年4月から令和7年3月まで
- ◆ 計画機関 青森地方法務局
- ◆ 作業機関 公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- ◆ 地図作成作業に関するお問合せ連絡先
〒030-8511
青森市長島一丁目3番5号 青森第二合同庁舎内
青森地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室
TEL 017-776-9042（午前8時30分から午後5時15分まで）

● 住所変更や相続の登記はお済みですか？

作業地域内の土地を所有する皆様への今後の作業のお知らせは、令和5年11月頃から郵便による通知を予定しています。

土地を取得した際に登記した所有者の住所が、転居などで現住所と相違（住居表示実施による変更を含む。）している場合や、土地の所有者がお亡くなりになった後、相続の登記が未了の場合などは、法務局からの郵便が届かない可能性があります。是非、この機会に、住所変更や相続による所有権移転の登記申請手続きをしていただくことをお勧めします。

● 登記申請に関する手続案内は予約制です。

登記申請に関する手続案内（事前予約制）は青森地方法務局のほか、全国の法務局で承ります。また、最寄りの司法書士へ相談することもできます。

青森地方法務局登記部門（案内予約）

TEL 017-776-9041